

(準備金以外の積立金の保有方法)

- 第51条 準備金以外の積立金は、前条第1項に掲げる保有形態のうち第11号を除く方法により保有しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払を受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。
- 3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(附則)

1. 平成 8年 7月15日 条文変更。
2. 第60条の規約を第51条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
3. 平成19年2月16日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、適用する。